



114
A1249
4

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

憲法の保護を受くる能はざる義に付再三の請願

(三十年十月八日陳情全十二月十四、十五、十六日當局各大臣へ請願州一年全斷)



憲法の保護なきこと久矣然れども憲法保護の請願を奉呈するに畏れ多きを以て其保護の請願を再三行政府に奉呈するの止むを得ざるに出づ

一 足尾銅山鑛毒の加害は人爲の加害にして多年間所有財産及人畜衛生權利等を侵害されつゝ在るに行政府は法律を無視して之か保護の道を立られざると久矣

二 被害土地荒廢に至り年々其産出力を減し隨て收護を減するに拘らず政府は之に對せる處置かく偶々土地免租の一策に出でたるのみ然るに此事たるも天災に依りて然るにあらず即ち人爲の加害なり人爲の加害は政府が最初より學理上に於て知る處なり而かも政府は此人爲の加害に加へて其結果は免租地人民の公權を奪去り恰も加害に加害を重複せしものなり

三 被害極めて激甚なる地は河川の兩岸堤外地及小河泉附近の逆流地及無堤地にあり然るに河邊は古來の水村なれば地價極めて低く納租額亦た僅少なるを以て免租の處分ありと雖も左迄感せざるなり然るに免租より第二の被害たる即ち公權を奪はれ衛生保護の道なく飢

四 獨は刻下に迫り剩へ請願に對する奔走に疲る、等如之慘情は概ね此沿岸僻地の貧民なり
 右の如く多年法律の保護なきため我々塗炭の痛苦に堪ゆる能はずして被害人等屢々之を
 中央政府に訴へんとすれば地方官等常に之を遮るより請願の時期に後る、こと多年今や
 激甚ある害毒其住居を浸し一旦洪水の來るや父子其處を得ず究困切迫の余り之を中央政
 府に訴ふるの止むを得ざるに出れば憲兵警吏忽ち之を遮りて我々請願の通路を妨害する
 を常とせり

五 在來の地方官及中央當局の官吏等常に法律を無視して何等の調査をなさざるより此極に
 至らしめたるものなり

六 人民の生業は多年前より爲に中止せられたるものなり

七 被害人等は人爲加害のために權利名譽を奪はれ衛生を害せられ健康をも損傷し發育營養
 をも減滅せられたり此の場合に於て政府たるもの之を救はず

八 被害未だ甚しからざる土地と雖ども人爲加害の爲め常に土地の生産力を失ひ收穫と肥料
 力を損するのみならず併せて工業、養蠶、漁業、家畜等の收利をも奪はれ剩へ耕作勞働
 肥料費の増加と諸請願等の冗費を嵩め一方には賣買上土地の價格を下落せしめ全村土地

九 現在法律上の權利名譽財産なきのみならず猶將來年々加害の深酷に至るは必然にして終
 には此人爲加害の爲め一村擧げて人類を絶つに至るのみならず又國家の一大要素たる數
 万町歩の土地を失ふや明かなり然るに當局者の是に顧慮する冷淡あるは何そや今や國家
 の一部たる或る村々は此人爲加害の爲に全く破滅せり然れども政府は見て以て之に驚く
 の氣色なし

十 地方官は其亡滅せし村落を侮辱するに高給の官吏を派して管掌せしめ其費を強收せしむ
 之れ政府自ら手を下して被害民を侮辱虐待するものなり

鑛毒被害土地恢復願 (明治三十年六月廿七日請願)

十一 鑛毒被害土地恢復願は現在の被害地たる栃木、群馬、埼玉諸縣の恢復のみならず尙ほ沿岸
 毒土流下の防止なるを以て將來濃厚となるべき被害地たる即ち渡良瀬利根の下流地茨城

千葉、東京等の沿岸の加害を豫め避くるの兩義を含む而も政府は之を顧みざると

十二 本年再度の洪水によれる鑛毒浸入地見分の事は稲作の未だ蒔取られざる以前に於て相願度事は兼て陳情せしものなると

十三 免租繼年期願の趣旨は其繼續被害あるに加へて未だ除害方法の確乎たるものなきのみならず山岳益々崩壊し洪水頻繁にして侵害は増すあるも減するの見込なき爲め之か請願の必要あり

河身浚渫堤防改築新設願 (三十年十月二十二日請願
三十一年九月廿六日請願)

十四 渡良瀬川河身改修大工事費は測量の結果凡そ一千三百万圓の豫算ありとは松方内閣のとき既に於て調査結了せしものなり然るに今春來更に再測量をなせるを見るも未だ河床毒砂浚渫堤防増新築等の實行あるを見ず而して洪水より來る鑛毒の加害は水源山岳崩壊河床埋高の頻年に増加し現に本年九月七日の出水は之を二十九年に比して一層なる者あるは二十九、三十年度の出水により河床の埋高又幾段の多きを加へしより其雨量は二十九年に比して多からず出水量亦た比較的多からざるに係はらず其慘害は却て二十九年より

も一層激甚なるものあり
之れ固人爲天災合成の加害にして普通水災の類にあらず

衛生調査願 (三十年十月八日陳情
三十二年二月十四日、
十五年十月十六日當局令大臣へ請願)

十五 衛生調査願は明治二十四年以來帝國議會衆議院に於て政府に對し衛生上の質問を加へたるより茲に八年然るに前内閣に至るまで曾て調査の報告なく否調査あかりしあり然るに三十年の春衆議院の攻撃に逢ひ之れに答へんか爲め只僅かに某醫學博士を派遣せしめ某郡役所に於て被害地農民某夫妻を呼出し郡吏立會の上右の夫妻を裸体として大小便を促かして其便糞を分析せりと如此被害民を侮辱せしとありしのみにて未だ一人も被害地に至り滞留して懇篤なる試験を施せしものなし且つ彼等は被害地の穀菜を忌て之を食せざりしのみならず被害地の滞留を怖れ奇怪の態度を示し已に有害の穀菜を知て食せず其地に居る能はざるにも係はらず衛生上の調査を爲さず然るに被害の激甚なる村にて毒分を含める米麥流水に露命を繋ぎ居る程の毒地は草木生育せず只僅かに杉菜と云ふ草の一種の畑地に繁茂せるのみ此草は牛馬の嗜む草なりしも之れすら今は其味を失つて食はず如

此仕合にて營養欠乏は云ふまでもなく魚具虫類は絶滅せり渾ての家畜は皆之を米麥によらざるを得ず實に悲むべきは婦女の乳汁に欠亡を致すものあり其腹部に一種云ふへからざるものあり近來此毒食を爲すもの、内には腸虫の腹部に生ずるを聞くに至る

救 助 願

被害地町村全体百三十六ヶ町村
(明治三十一年被害ハ調査中)

十六 曩に請願せし町村は八十餘ヶ町村あり中激甚の毒地は凡二十餘ヶ町村にして而して此等の村々は洪水久しく去らず鑛毒水底に沈澱し起臥飲食二つを欠き水後と雖ども蔬菜悉く腐敗し其根莖を毒され食するを得ず曾て出水の際は水底の枝豆を茹り取り之を煮て飢餓を凌ぐもの多し既往の實驗を以てすれば洪水は大概豆の七八分實りし時にして如之は洪水被害人の常なるも今は此枝豆すら水底の銅臭ふ感し惡醜其味を變して食する能はず飢餓且夕に迫つて不得止當時妻子を浸水未だ床を下らざるの廢屋中に留めて泣訴をなさんか爲めに村々上京せんとせし次第なり然るに事も天災地變に出てたるにあらすして別に人爲の加害者あるを以て世人却て天災の如く之を救ふの念なく又之を救ふの由を云はず故に其害や却て彼の天災地變よりも慘酷なること幾十層の上に出るものあり

政府は之を救はざれば寧ろ之を殺すの意あるを思はざる可からず

町村自治破壊の町村費國庫補助願 (三十一年九月廿九日請願)

十七 町村自治破壊の事は其未だ全村亡滅ふに至らざる村々を雖ども加害の猶將來に繼續すべき事實なるを以て有限なる一年二年の負擔を以て彌縫し得可きよあらず亦其の力なく若し夫れ一時の天災地變乃至普通洪水の如く無毒にして災害の單純なるものは直ちに其後圖をなし得へしと雖ども鑛毒の被害に至ては極めて複雑にして且將來に繼續するものなり
十八 其鑛毒稀薄地の如きは容易に被害の有無を判し難きものあり今其假りの統計を示して鑛毒稀薄地の例とせん當初鑛毒の加害なき時に在ては既往二十年間其收穫一反歩に付き凡米二石を得たりし田地に在て昨年亦二石本年亦同しく二石を獲たりとすれば其收穫の石目に於ても一合一勺の減損なく稻作の當時と雖青々として茂り一見恰も無害地の如き觀あり然りと雖ども鑛毒水の被害は唯た收穫の舛目のみを以て標識す可からざるものあり左に其畧計を示さん

一田壹反歩 現收穫二石 舊の如し

二藁の質を損し 二肥料力を損し

三米質の損害(量目を減す)

四土地賣買價格の下落(他無毒町村地價騰貴の比例により被害地と雖近來一般の土地價格に伴はる、勢ありとするも無害地に對して其比例の差異あるを見るへし)

以上の如く已往數十年前は天然の肥料力充分にして土地肥沃なりしを以て勤勞少くして二石を得今は肥料費の増用一反歩五、六圓より八、九圓若くは拾圓の多額を要するを以て收穫は舊の如きも其石目に見はれる肥料の損害數圓に至るものあり加ふるに米質の粗惡によつて市價減少土地賣買價格の無害地に伴はざる等を計算せず免租の金額等は到底其半をも償ふに足らざるは最も觀易き計算なり

十九

又無害地に接近せる灌溉用水の被害地の如きは其勞働肥料も殆ど無害地と全一にして同一の收穫あるもの、如く觀察を下すものあれども其土地賣買に至て忽ち多少の差違を生ずるを以て無害地と同一なりと云ふべからざるは明かなり又其米質も不良なりと雖ども之れ等は未だ無經驗家の不知不識の間之を賣買するものなり然るに今天災地變の爲にして無毒の水災たれば固より此害なく却て肥料の浸入するものありて間接に土地を益す

る程のものなり今蠟毒激甚なる被害の事情百般の複雑を約して言はんか凡人不幸災害の種目有形無形一も之を具せざるとなし故に一旦其侵害を被りたる土地は蠟毒の厚薄に拘らず其土地自然年を追ふて全面の發育を妨げられ終には土地疲せ民力衰へ智体展ひざるの境遇に陥るものあり或は將に其境遇に赴くあり今は其進行の程度なり豈に彼の無經驗にして冷眼者の只稻田の青きを見收穫の舛目を聞きて一樣に皮想の誤りを生し其稀薄地の程度損害の厚薄間接無形の計算をささず遽に稀薄の被害を指して有邪無邪に慢評するもの、知る處ならんや況んや政府監督の下に此人爲の加害を致せしものなるをや

二十

以上被害稀薄なる土地に於て既に然り況んや其稍々濃厚なる土地に於てをや尙其甚しきものに至ては現はに肉眼を以て識別し得るほどのものなれば殆んど筆舌の及ぶ所にあらず其土地は不毛となり砂漠となり詢に人類の住居に耐はざるものあり其町村費地價割の欠損は勿論之を政府に請はざるべからず

一人にして被害地と無害地とを所有するものゝと

廿一 茲に一人あり田畑山林を所有し其一半は被害地にして已に財産を失ふて免租とある殘る

一半の無害地は普通租税の外に於て更に此被害地に代りて無害地の面積に反響する國家の負擔を生し即ち國庫の欠損額補充の義務を負はざるを得ず加之地方税及町村税等に至るまで此例に依て被害地納税の欠額を補ふために加重の負擔を爲すものとせば被害地方の府縣に於ける無害地の人民は國民加重税の義務を負へるの外に於て地方税町村費に於ても尙二重の負擔を被るものなり之れ全國民納税義務の外に屬する負擔たるを以て被害地方府縣中無害地人民の加重負擔を拒むを以て即ち其地方税及町村税の欠額を合せて之を國庫の補助に依るの外なき次第ありとす

官有地の損害より來る影響

廿二 官有地川澤、池沼、原野の被害損毛は國家の損害にして附近人民の損害は更に左の如きものあり

第一、川澤、池沼、附近の漁獵者は明治十三年迄栃木縣のみにて二千六百余人あり去れは群馬、埼玉、茨城に接屬せる魚鳥捕獵者は凡數千名の夥しきものありしに今は僅々數百人小減し其れすら目下は水脈異なる無毒の枝川に屬する漁獵者のみなり此池沼の邊等小

住する貧民の生業と農商にして此獵業を兼ねるもの、生業は衰滅せり

第二、此官有地に屬する河川の收獲の多量なるは此川澤、池沼、魚鳥捕獵者の生業のみならず沿岸の天然の肥料は田園の開拓を促し往古農工商の人口を繁殖せしめし所以にして群馬縣の桐生栃木縣の足利兩町の繁昌は當初渡良瀬桐生兩川等の水質の佳良と魚鳥草木及天然肥料舟楫等巨多の天産に富めるを以て往古自然の村を爲してより今日の繁昌となりたる一大原因なるに今は之に反し悉く官有地被害のために貧富人民の間接直接村々戸々其生業を損害せられつゝあるにあらずや

廿三 此の如き官有地及河川を保護し町村を保護するは政府の義務なり

廿四 官有地を擧げて一二少數者の利獲する處に任し其損害は農工商及漁獵其他の職業に至るまで幾千人の生業を撲滅するに至るも政府の之を顧みる處なきは此れ果し如何なる所なるか

救濟願

廿五 土地所有者の損害金二千余万圓の倍償は之を司法裁判に訴ふべきものなれども政府監督

の下に被害民は加害を受けつ、其被害地より多年間租税の義務を盡せしものあり即ち己れの土地を害されつ、法律の下國家の財政を充足するの義務を盡したるものあり其年月の永き爲め數年前より究困交々切迫して今は且夕の資に苦む村落のあるのみならず加ふるに憲法の保護なく法律の保護なく又町村自治の法律を容る、能はざるは自然被害の結果あるを以て豫め夫等の事情を認め再三之を行政府に訴ふるも空しく歳月を經過して其處分實行を見ず今年四月に至つて遂に全村亡滅せし村すらあり此れ全く町村自治の法律を容る、處なき變態にして一種の治外村を現出せり茲に到て憲法に背反したること瞭々火を見るか如し

廿六 鑛毒加害は年々に追加し來て我等の生命を刻まる、に堪へず之を中央の行政府に訴ふるにせは其道をも塞かれ且つ妨けらる斯の如く法律の保護なきのみならず法律は恰も加害者の左右する利器にして即ち被害の土地人民を殺害するの凶器なり人民何を以て裁判を提起する方法あらんや

廿七 被害激甚地の人民は日々涙を吞んで行政上の侮辱を忍び殘忍を堪へつ、此歲月間憲法法律の保護を蒙らず其の保護なき政府に對し憲法の保護を仰くの悲むべき境遇にあり

廿八 仰き願くは被害土地を前々の肥沃なる納租地に復して納租の義務を盡さしめよ皇帝陛下の臣民たるへき資格を得せしめよ其鑛毒加害の損害に對しては多年被害地より納税せし義務に對する政府の救済を請ふものなり

廿九 其生命を全ふするため衛生上一切の保護相立候様先きに地方廳を経て請願致候なり右は各請願の要目に付其實質の一斑を擧げたるものにて其實情に至ては決して此等にて申盡したる次第に無御座前には鑛業主が營利のために設けし紛鑛採集器を以て豫防の工事と唱へ政府自ら鑛業主に代つて此偽りを報告して人民を欺き後には不完全の工事を爲して政府責任の途路とす此二回の工事は皆彼れか營業に屬する所有の器械なり營業者の所有せる器械を見て被害地のためと誣らるしかれども可悲被害民の無智識無資力なる完全の調査を遂げて請願をも爲し能はざるほどのものなれば茲には只本年夏以來の實況を記せしのみ過般來屢々差出したる諸請願及其始末畧書等に大要を申述置きたれば御參照被下此鑛毒被害地方土地人民に對し憲法法律等の保護あつて臣民の道相立て候様奉懇願候

副 申

拜謁の上口頭を以て申上く可きの處別冊の通り運動の箇所多きに付き一と先書面を以て奉呈仕候

本請願書及び別冊参考書は前憲政内閣各大臣へも奉呈仕置候

明治三十一年十一月

栃木縣安蘇郡旗川村

田中正造

富岡谷大臣

殿

(京橋區新富町濱田印行)